

広島県病院事業管理規程第三号

広島県病院事業決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業決裁規程の一部を改正する規程

広島県病院事業決裁規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号中「予定価格一千万円未満の財産の」を削る。

附 則

この規程は、平成二十四年一月一日から施行する。